

公益社団法人 日本青年会議所

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正）及び「公益法人の設立認可及び指導監督基準の運営指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合わせ、平成9年12月16日一部改正、平成10年12月4日一部改正）に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(情報公開の対象)

第2条 本会が定める定款に基づき、情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、主たる事務所に常時備え置き、閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) 事業報告書
- (7) 計算書類
 - ①収支計算書
 - ②正味財産増減計算書
 - ③貸借対照表
 - ④財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

2 第1項の資料の内6号及び7号については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え付け、5年間備え置くものとし、8号及び9号については、当該事業年度の開始後3ヶ月以内に備え付け、次の事業年度の資料が備え付けられるまでの間備え置くものとする。

3 また、第1項の資料の内7号②及び③については、本会のホームページ (<http://www.jaycee.or.jp/>) に掲載するものとする。

(責任者)

第3条 専務理事は、情報公開に関する事務を統括管理する。

2 専務理事は、この規程に定めるものの外、細則を定め、その他必要に応じて情報公開や発信に関する指

針・ガイドライン等を定めることができる。

(情報公開責任者)

第4条 専務理事は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を理事会の承認を得て選任することができる。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第5条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、主たる事務所（及び従たる事務所）とする。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、情報公開責任者の許諾する閲覧の時間とする。

附 則

この規程の変更規定は平成22年7月1日から施行する。

平成13年12月 8日 制定

平成16年10月23日 改正

平成20年10月 2日 改正